

令和2年高島市教育委員会第4回臨時会

【 会 議 録 】

令和2年5月7日

令和2年高島市教育委員会第4回臨時会会議録目次

(令和2年5月7日)

出席委員・出席事務局職員..... |

提出議案の題目 ..... |

議事日程 ..... 2

(議事の経過)

令和2年高島市教育委員会第4回臨時会会議録	
招集年月日	令和2年5月7日
招集の場所	高島市役所 新館2階 教育委員会室
開会	午後6時00分
教育長	上原 重治
教育委員会委員	小多 偕裕 三矢 艶子 川原林 正英 田邊 栄美子
教育委員会事務局職員	教育総務部長 田谷 伸雄 教育指導部長 川島 浩之 教育総務課長 加藤 勝己 教育総務課参事 上原 真哉 教育総務課主査 阿慈知 美佳
提出議案の題目	なし
委員提出議案の題目	なし
会議録署名委員	本臨時会の会議録署名委員は次の委員とした。 小多 偕裕 委員 川原林 正英 委員
閉会	午後6時45分

## 議事日程

令和2年5月7日（木）

午後6時00分 開会

第1 開会（挨拶）

第2 議事録署名委員の指名

第3 協議事項

協議第1号 新型コロナウイルス感染症対策における教育行政の今後の方向性について

第4 今後の日程

---

## 議 事 の 経 過

---

開 会 （午後6時00分）

（加藤教育総務課長）

定刻となりましたので、ただいまから、令和2年高島市教育委員会第4回臨時会を始めさせていただきます。本日は急な時間帯で、何かとお忙しい中にも関わりませず、お集まりいただきましてありがとうございます。始めさせていただきます前に、資料の確認をさせていただきます。3点お配りをさせていただきます。まず、令和2年高島市教育委員会第4回臨時会議事日程と書かれた左上にホッチキスがしてあるもの、それから右肩に資料2と書かれているもの、それと資料5と書かれているものがございます。また、本日より市役所内におきましてはクールビズということで、事務局におきましてはノーネクタイで参加させていただいていることをご了承いただきたいと思っております。それでは開会にあたりまして、上原教育長からご挨拶をいただきましたのち、議事日程により、会議の進行をお願いいたします。

（上原教育長）

みなさん、こんにちは。

皆様には、お忙しい中を令和2年第4回臨時会にお集まりいただき、ありがとうございます。

さて、去る5月4日に、新型コロナウイルス感染症対策に関して、緊急事態措置を実施すべき期間が5月31日まで延長され、5月は収束のための1か月とし、次なるステップに向けた準備期間であるとされたところであります。可能な場合は、5月31日を待たず、解除することも検討されるとのことであります。

また、滋賀県におきましても、緊急事態措置後の状況について、人口集中予測地点における移動数が減少していること、県民の一定の行動変容が認められること、感染者数は4月中旬以降低位にとどまっており、PCR検査の陽性率も継続的に低下していること等、一定の成果があったとの認識から、外出自粛要請やイベント自粛要請、施設使用制限に関して、段階的に緩和する考え方が示され、博物館、美術館、図書館については、5月11日以降、休止の要請は行わないとされました。さらに、県教育委員会は、県立学校について、5月31日までの臨時休業は変更せず、11日以降に登校日を設け、段階的に学習活動を行うとし、市町の学校についても、県の判断を参考に検討してほしいとしています。

このような国、県の動向を踏まえ、市教育委員会として、市内小中学校や社会

教育施設の再開をどのようにしていくのか、教育委員会としましても一定の方向性を見定めるとともに、その際の課題等についても議論しておくことが必要であります。

本日は、今、申しあげました趣旨に基づき、新型コロナウイルス感染症対策における教育行政の今後の方向性について、委員の皆様のご意見を頂戴したいと思いますので、何とぞよろしくお願い申しあげまして、令和2年高島市教育委員会第4回臨時会の開会に当たりましての、挨拶とさせていただきます。

続きまして、会議録署名委員を指名します。小多委員、川原林委員、よろしくお願い致します。

それではこれより、協議事項に入ります。協議第1号 新型コロナウイルス感染症対策における教育行政の今後の方向性について、を協議します。田谷教育総務部長

(田谷教育総務部長)

失礼します。それでは私のほうから新型コロナウイルス感染症対策本部会議の結果報告および社会教育施設の対応につきまして、別紙1に基づきまして説明させていただきます。説明の中で県の資料2というものを使います。

まず、別紙1のところで、5月5日滋賀県発表の施設使用制限の考え方を抜粋して書いておりますが、これにつきまして、お手元の資料2、カラー刷りの滋賀県における緊急事態措置について、という資料2の8ページと9ページをご覧くださいと思います。この中で7日以降の緊急事態措置についてということで書かれておまして、8ページの3の項目でございますが、施設使用制限で、5月11日以降は感染拡大防止対策の徹底を前提に、以下の順序で段階的に制限を緩和、①文教施設、博物館等、県独自に要請を行っている商業施設等の1,000㎡以下の施設、②その他施設、ということになっておまして、具体的には9ページの1番でございますが、広い意味でのゴールデンウィークである10日日曜日まで拡大防止対策を実施すると。11日以降は先ほど申しあげましたような形で本県の感染拡大の状況、近隣警戒府県の措置状況等を踏まえ、段階的に緩和ということになっております。制限緩和の考え方でございますが、文教施設、これは学校のことでございます。それから博物館等は、博物館や図書館、美術館などのことでございまして、および県独自に要請を行っている商業施設等の1,000㎡以下の施設について、11日以降は使用制限の要請は行わない。その他の施設、これは劇場でありますとか、集会施設また運動施設などのことでございますが、これにつきましては、14日木曜日にも示される国の専門家会議の評価、本県の感染状況、近隣特定警戒府県の措置、業種ごとの感染拡大予防ガイドラインの作成状況等を踏まえ決定する。ただし、多くのクラスターが発生した遊興施設等、

近隣の特定警戒府県で、施設使用を制限中に本県が緩和することで、流入が懸念される運動・遊戯施設および大規模商業施設は慎重に対応を、ということになってございまして、その施設の考え方でございますが、資料の14ページをお開きください。ここに施設の名前があがってございます。劇場等という劇場、観覧場、映画館、演芸場、そして③集会展示施設のところで、集会所、公会堂、展示場、これにつきましては、まず劇場等につきましては、本市で言いますところの高島市民会館や藤樹の里文化芸術会館、ガリバーホールなどが②、また③にも該当するものになってこようかなと考えていますし、また公民館につきましては、集会所、公会堂などの類似として③のところに入ってこようかなと思います。それと、④で運動施設、体育館、水泳場などでございます。⑤は文教施設、これは学校のことございまして、学校につきましては、5月11日以降は施設の使用制限を行わないが、施設管理者において地域の感染状況に応じて感染予防に最大限配慮したうえで、段階的に学校教育活動を再開できるものとするということになってございますし、次の15ページの②のところで、博物館等の分類で、博物館、美術館、図書館というのが入ってございます。こうした考え方の中で、文教施設、博物館等につきましては、11日以降は施設の休業の要請を行わないということになったところでございます。

そうした状況を踏まえまして、別紙1の本日の委員会の資料でございまして、本日午後3時から、第15回新型コロナウイルス感染症対策本部会議がございまして、その結果報告ということで、本日はこうした状況の中で、本市の施設の再開をいつからするのかということにつきましての議論の中で、県内の各施設共に未定、という状況が多いという現状がございまして、施設ごとに感染症対策を検討し、感染症対策マニュアルを作成するということが、まず1番目にすること。そして次に5月14日の専門家会議の評価、緊急事態宣言の動向により再開時期や再開方法など、次回対策本部会議は5月15日の予定でございまして、その会議で決定するという事となりました。そこで、2番でございまして、社会教育施設の対応ということで、先ほどの県の資料で申し上げました分類を書かせていただきました。次の分類により再開方法を検討してまいりたいと考えております。高島市民会館と藤樹の里文化芸術会館、ガリバーホール。そして運動施設、体育館の、館の漢字が抜けております。申し訳ございません。体育館、グラウンド、テニスコート、プール等。そして図書館、資料館、これは高島歴史民俗資料館、中江藤樹記念館、良知館などでございます。そして公民館、世代交流センターなど。これらにつきまして、委員の皆様のご意見を頂戴いたしたいと存じます。以上でございます。

(上原教育長)

## 川島教育指導部長

(川島教育指導部長)

失礼します。3ページの別紙2をご覧ください。小中学校の当面の対応につきましては、前回4月27日の定例教育委員会に置きまして報告させていただいておりますが、一部追加内容等ございますので、資料を基に説明をさせていただきます。

市内小中学校の臨時休業期間中の対応についてであります。国の基本的対処方針というのが5月1日に出されております。児童生徒の学習の機会を保障するため、感染予防に最大限配慮したうえで、分散登校を行う日を設けるなど、段階的に学校教育活動を再開し、児童生徒が学ぶことができる環境を作る必要がある、というのが専門家会議等で出されて、それを基に国の基本的対処方針が示されたということでもあります。これを受けまして、滋賀県の県立学校の対応ということで、5月5日に発表されておりますが、5月11日月曜日以降、分散しての登校日を設け、段階的に教育活動を行う。登校日は学校ごとに設ける。5月31日までの臨時休業期間には変更なく、部活動等は禁止する、というのが県の示された対応であります。

これを受けまして、市の対応ということで1番から5番まで整備させてもらっております。前回報告させていただいたものに追加をさせていただいたのは(1)にあたるわけです。感染症対策を講じたうえで、5月18日月曜日から、順次分散登校日を設け、週に1~2回、2~3時間程度、段階的に学校での教育活動を行う、というのが1つ目です。これが前回から追加させてもらったものということでもあります。5月11日以降からということで県は日を定めてはおりますが、分散登校を始めるにあたりましての準備ですとか調整、保護者への連絡等がございますので、1週間の猶予が必要かということ、それから5月7日から延期ということで、タブレット等を用いた家庭学習の検証を行うということで新たに今日からスタートしているわけです。1週間程度学校もその新しい方策でもって対応を考えていくということもございます。また感染症の対策ということで、十分もう一度消毒等確認を取って準備をするということも踏まえまして、5月18日か適切かなということを考えています。次に2つ目です。小学1年生から3年生までの特別な理由がある児童の学校での受け入れにつきましては、継続して前回も確認させていただきましたが、これも継続して行っていくと。3つ目のタブレット型端末機を活用した家庭学習の検証も行います。児童生徒や保護者を対象とした相談窓口を設置します。教育相談課題対応室でございます。あとメール配信、ホームページ、電話連絡、家庭訪問等による連絡も行います。中には分散登校を18日から行うにあたって保護者のほうで感染が心配だということで、

登校に至らないというご家庭もあるかと思しますので、これも家庭訪問が必要かなど。個別に対応していくということでございます。

それでは、裏面に他市町、県の状況、今日の12時30分現在ですので、若干変更等もあるかもしれませんが、確認をさせていただきますと、滋賀県については臨時休業の期間は、県も県内他市も同じで、5月31日日曜日までが期間であります。一番右側に学校再開日と書いておりますが、一応6月1日を想定されているということであります。県を一番上に書かせていただきましたが、5月11日以降分散登校日を設ける。詳細は今現在検討中で、明日県立学校および市町の教育委員会、委が抜けておりますが、市町教育委員会に通知するというので、明日通知が発出される予定であります。高島市の対応につきましては、今説明させていただいた通りであります。あと大津市から以下米原市に至りまして、5月18日、本市と同じような設定が四角の印がつけてあります。県の5月11日以降ということで、これを基にして定められているところが、彦根、近江八幡と今のところ2つであると。ただし12時30分現在の状況ですので、若干変更があるかもしれませんが、これが現在の状況であります。お見知りおきください。

それではもう一度表のほうから戻っていただきまして、小中学校の再開についてということで、児童生徒の学習の機会を保障するため、学校再開日を6月1日月曜日に想定して、対策を進めていこうというふうに考えております。理由につきましては、感染予防に最大限配慮したうえで、学校教育活動を再開して、児童生徒が学ぶことができる環境をつくる必要があるということ、それから2つ目が、6月1日月曜日に学校を再開しなければ、夏季休業の短縮や土曜日授業を行っても、欠時回復が困難、限界の時期であるというのが2つ目の理由であります。

次に3つ目です。学校再開に伴う課題についてということで、学校におけるクラスターというものが一部報道されているところでもございますが、その対応、それから基礎疾患のある児童生徒への対応については十分考えていく必要があるであろうと思っています。また感染症を心配する保護者や地域住民の声がございます。その対応も必要であろうかと考えます。臨時休業に伴う欠時回復のための対応ということで、これから調整をしていく必要などあると思うんですけども、夏季休業の短縮、土曜日登校等で何とか回復できればというところなんです。一番下のところになりましたが、明日8日金曜日9時から臨時校長会議を予定しております。そこで、小中学校における対応について周知、協議をしてまいりたいというふうに考えているところであります。私のほうからは以上です。

(上原教育長)

それではまず、別紙1の社会教育施設の対応についてを議論したいと思います。先ほど田谷部長から説明をいただきました。まずは県のほうは博物館等とい

うことで、博物館、美術館、図書館、これらについては11日以降休止の要請をしないという表現であります。これはあくまで県の施設に対する意見、思いということで、市のほうでは基本的に市内の社会教育施設も5月31日までを休館という方針はいまだ変わっていないという状況です。けれども、こういう状況の中で、じゃあどうすべきかということで、資料2の社会教育施設の対応ということで分類を上げていただいています、分類によらず、それらの施設の再開について、どうすべきかということについて、委員の皆さんからご意見を頂戴できればというふうに思います。三矢委員どうぞ。

(三矢委員)

この1,000㎡以下の施設というのは、高島市の施設の場合、この規模的にはほぼほぼ入るということでしょうか。

(上原教育長)

田谷教育総務部長

(田谷教育総務部長)

1,000㎡といいますのは、床面積の合計が1,000㎡を超えるのか、以下なのかということで、滋賀県において面積の要件を設定しているものでございまして、ここでは運動施設につきましては、体育館やプールなどのところについてはもちろん大きな施設になりますので、1,000㎡は超えてくるというようなことになります。施設によりましては、床面積ですので、管理棟の施設があって、そのほかは屋外というような施設がありますので、そうしたところは床面積の部分は1,000㎡には至らないものがございます。

(上原教育長)

三矢委員

(三矢委員)

ここに書いてある県のこれによると、要請を行わない施設ということというふうに理解していいんですね。わかりました。

(上原教育長)

田谷教育総務部長

(田谷教育総務部長)

ここでいいますと、県としては、運動施設については今後の国の専門家会議の評価などを踏まえて対応を検討するという分類になっておりますので、これについてはたちまちクラスター感染などが起こったというようなことの中から、少し再開の時期については遅れてくるのではないかなというようには考えております。それも今後のことでございます。考え方として、そうした施設の分類によって、どうすべきかということを考えていきたいということでございます。

(上原教育長)

三矢委員

(三矢委員)

再開というと確かに私も何を基準にどういうふうにしたらいいのかというのは素人ですのでよくわからないんですけども、子どもたちも家庭学習等々大変苦労している現状とかいろんなことを思いますと、やはり図書館、資料館等というところで、順次開放していただけるとありがたいなというふうな思いを持っています。他の施設に比べますと、図書館、資料館というのはもともとそこで会話をしたりとか、会議をしたりする場所ではございませんので、調べ学習それから自分の学習のために行って本を借りるとか、そんな長時間とどまる施設ではないような思いがしております。本を借りたり調べ学習のためにちょっと寄せてもらったりとかしていて、やっぱりそういうところは開けていただくと大変ありがたいんじゃないかなと。公民館とか、運動施設等も外なので、というのもあるんですけども、やはり目的がそういうふうなところとはちょっと違うというか、人が集まると会話も弾みますし、応援もしますし、いろんなこともあります。大きなホールになるとまた別の問題もございますので、やはり再開に向けてというところで目的から思うと、図書館、資料館等々から解放していただけるとありがたいんじゃないかなという思いを持っております。

(上原教育長)

今、図書館・資料館の話題が出ましたが、図書館・資料館について限定して思いがございましたらお話ください。川原林委員どうぞ。

(川原林委員)

僕も図書館、資料館というのは子どもたちにとっては、家にいて一定本に触れる機会がないというのは厳しいなというのは、思いはしてたんなんです。ただやっぱり、いろんな方が出入りして本に触っていくということで感染の危険性もあるということで、抑えてはいたんですが、ある程度対策を考えられて、マニュアル

を作るということだったので、そこら辺に制限なり、指手の消毒の徹底なりそこら辺をある程度対応しながら、人数もある程度限られながら再開していただければというのは保護者としては思います。ただ、そこでもし感染者が出たとなった場合にどうするかということもマニュアル等を考えられると思うんですけども、そこら辺も含めて慎重にしながらやっていただければなと思います。

(上原教育長)

続きまして、図書館、資料館等についてご意見ご質問ございましたら。田邊委員どうぞ。

(田邊委員)

今おっしゃっていたように、図書館とかに関しては私も様子を見ながらというのは賛成なんですけれども、資料館については、今高島市のほうに市外、県外の方がたくさん見えているということで、資料館が開くことによって、高島市以外の方が入ってこられるということが多くなるんじゃないかなということを心配はしています。資料館等についてはちょっと様子を見ながら、市外の方が入ってこられるのもどれぐらい入ってこられるかというものによるんですけども、そういう様子を見ながら開けていく方がいいんじゃないかなと。そんなに急いで開けなくても、ちょっとそっちの方が私は心配かなと思っています。図書館にしては、開けていただくのが一番いいんですけども、さっき川原林委員もおっしゃっていたように、やはり手に触るもの、本というのは手に触ってというのが多いので、そのところの感染リスクというのを考えながら、どういうふうにしていったほうがいいのか、時間を短縮して何時から何時まで何十人とか、いろいろな考えがあるかと思うんですけども、そういうようなことを考えながら開けていただくのがいいかなと思っています。

(上原教育長)

小多委員どうぞ。

(小多委員)

今、田邊委員がおっしゃったように、それに賛同します。図書館のほうのオープンということだけで、資料館のほうについてはやはり、今現状高島市としての発生状況から見ても、ほとんどないという状況の中で、どうしてもやっぱり資料館になってくると、他所からのいわゆる来場者というのか、増えてきている、増えるという懸念がされますので、その辺やっぱり心配になるのが第一ということで、資料館のほうは外していただけるとありがたいなというふうに思います。図

書館のほうについても、今、川原林委員さん、田邊委員さんがおっしゃっていた通り、やはりそれに対するルールをきちっと守ってということで、お願いをしたいというのが。図書館のいわゆる手に触るものの扱いになってくるので、その辺十分注意して、マニュアルを作っていたらということでお願いしたいと思います。

(上原教育長)

それでは、その他の公民館あるいは運動施設、あるいは市民会館等についてご意見ございましたらよろしく願いいたします。田邊委員どうぞ。

(田邊委員)

施設のほうなんですけど、市民の人たちの公民館だったり、交流センターだったりというのは、意外とたくさんいろんな交流の場になっていると思うんです。それを楽しみにしておられる年代の方もたくさんおられるというのはわかっているんですけども、やはりまだ必要、といえぱおかしいですけども、公民館、世代交流センター等そういう施設で、人がたくさん集まって、ということを考えて、そこも多分結構密になると思うんです。一つの教室だったり、そういうやっておられるサークルとかもありますし、そういう人たちというのは必ずきっちり来られている人も多いので、そののところも私はもう少し急がなくてもいいんじゃないかなと思います。

(上原教育長)

小多委員どうぞ。

(小多委員)

公民館についてはやはり、どうしても密になる機会が多いというのか、危険性があるなというふうにも考えますので、というのが、公民館をオープンにしたら、どうしても今現状の会議だとか、今までの利用状況から考えると密になる部分がものすごく高まってくるというのが思われるので、やはりその辺は公民館というのはオープンするのは難しいのかなと。従来、とりあえず5月末までとなっておりますので、その辺を考慮してもらって、引き続いて5月末まで今しばらく、という形をお願いしたいなというふうに思っています。今これだけやかましく言っても、やはり他府県ナンバーの車、あるいはこの頃はバイク関係がものすごく入って来ています。そういう状況から思うと、やはり観光施設、あるいはそういう施設等をオープンした場合にどうしてもそこに入り込んでくるということも考えられますので、自分は大丈夫だろうということで、他府県のナンバ

一の方がたくさん入って来ていただいていますので、ですけどみんながやはり我慢してやっている状況の中で、そういう他府県ナンバーをみると、どういうつもりなのかなというのが現状考えられますので、その辺のことを十分考慮してもらえるとありがたいなというふうに思います。

(上原教育長)

三矢委員どうぞ。

(三矢委員)

私も同感です。やっぱり公民館、世代交流センター等々集まる目的はやはり作業をしたりとか会議をしたりとか、どうしても話をするということが中心になってしまいますので、この期間ずっと、5月31日という一応縛りがありますので、そこまではやはり休館という形で現状をこのままやって頂けるとありがたいかなというふうに思います。

(上原教育長)

ほかどうでしょうか。川原林委員どうぞ。

(川原林委員)

私も皆さんのおっしゃる通り、公民館という場は、会議、ミーティングなど人が集まって会議をする場は、今はまだちょっと控えた方がいいかなというのは感じます。一応5月31日までということで、今皆さん自粛をしている最中なので、そこら辺は考えた方がいいのかなと。運動施設については、私も状況がよくわからないですけど、どの程度受け入れをしてこれ、というのがまだ具体的にはわからないんですけども、それが今必要なのかどうかというところもやっぱり考えなければいけないかなというのを感じます。以上です。

(上原教育長)

ありがとうございます。そうしたら、ここで別紙2のほうに移ってみたいと思います。なお、先ほど川島教育指導部長が説明した案は、決定事項ではございませんので、本日協議するための案として提出をさせていただきますので、そういう意味合いを持ってご意見を頂戴できればと思いますので、市内小中学校の臨時休業期間中の対応について、ご意見いただければと思います。よろしく願いします。田邊委員どうぞ。

(田邊委員)

先ほど説明していただいた学校のことなんですけれども、やはり児童にしたら、すごい負担になっていると思いますし、これを5月31日まできっちり臨時休業という形をしてしまうと、学習意欲とかそういうものが、1年生とか低学年のほうにしたら、よし、小学校入ったし勉強頑張っている時に今こういう状態になってしまったので、施設のほうは見合わせて、学校のほうはどうかと言われてしまうとちょっとあれなんですけれども、だけど少しずつでも始めてあげないと、その負担というのは子どもたちにかかってくると思うので、分散登校とかそういうものでいろいろ考えていただいているということもありますので、段階的に私はこの案には賛成をしています。やはり感染リスクというのはあるかもしれないんですけれども、だけど今からこの先1か月2か月の休業、学校がないという負担を結局は子どもたちが背負うわけなので、先生たちも大変かとは思いますが、示していただいた対応については、私は賛成します。

(上原教育長)

ほかいかがでしょうか。川原林委員どうぞ。

(川原林委員)

私はこの分散登校についてはある程度始めていった方が、親としては助かるというか、この状況下というのは子どもたちも不安なので、そこら辺もたくさん子どもたちが集まって雰囲気を感じるということも、一つ大切などころじゃないかなと思うんです。ただ、前回新旭北小学校が字別登校という形でしていたんですけれど、その時にちょうど、私のところがバス通学で、バスが結構いっぱいになっていたということがあったらしいので、ちょっとそこら辺は考えた方がいいかなという。分散登校にしても、字で集まると結構人が密集するということもあったので、そこら辺も考えた方がいいのかなというのは思いました。

家庭学習というのはなかなかそれぞれの過程でいろんな事情があって、難しいところもあると思います。この際そこを習慣づければいいんですが、なかなか家庭によっては難しいところもあるんですけど。私の家としては、この時期はかなり子どもたちとコミュニケーションをとれている、また別の意味でちょっと家の中の子どもたちの役割ができてきたかなというのは感じて、子どもたちがそれぞれの分担をもって家の手伝いをしたりとか。家庭学習とはちょっと違いますけれども、そこら辺をうまく具合に、家の中での役割というか、子どもたちの学習というか、そこら辺違う学習ですけれども、そういったところもこの時期でも出来たらいいんじゃないかなということは付け加えて言わせていただきます。

(上原教育長)

ほかにございませんか。三矢委員どうぞ。

(三矢委員)

私も基本的にはここにお示しいただいた案に賛成させていただきます。分散登校というのが、今バスが大変込み合っていたということで確かにあるかもしれないなと思ったんですけども、学校の様子を見ていると、私たまたま4月にやっておられたときに、2回ほど学校に行ったとき分散登校日で、今日はどこどこどこどこの地域が来ているということで、教室全体、学校全体を見ると、地域別なのでばらばらという状況で埋まっていて、確かに学年でやるよりかは子どもの活動を思うと、地区別だとかこういう状態になって、ばらけて良いのかなというふうに感じさせていただいたので、とてもいいですよという話をしていて。やっぱり子どもたちが学校へ来るということは本当に生き生きしていて、私地域で浜を散歩に行くと、子どもに出会ったりしているんですけども、地域で出会う今の子どもたちの表情と、学校にいる、確かに数時間かもしれませんが、その時間にいる子どもたちの表情というのは、こんなに違うのか、というくらい違います。一応、浜でサッカーをしていたり、おうちの人と体を動かして元気なところで、おはようと言えばおはようと言ってくれるし、そういうような姿を見ていたんですけども、学校の子もってやっぱりこうなんだ、と思うくらい本当に違って、たとえ毎日ではなく分散でするので子どもにとっては毎日ではないんですけども、その瞬間学校に行けるという、先生と会うという、それが本当に意味があるんだなということを感じました。先生方も、子どもって言いたいこといっぱいあるってどんどんどん先生に詰め掛けていって、先生はここから来たらあかん、とどんどん下がりながら、子どもを見ておられる姿を拝見しまして、本当にやはり一気にじゃあ6月1日から学校やります、としてあの子どもどの子もしゃべりたい、というそういう子どもたちを一気に受け入れるんじゃなくて、こうして少しずつ受け入れて話を聞いて、不安を聞いていく。保護者もその間、今宿題など学校へ取りに来ておられますよね、それぞれに分けて。その時も先生方がちゃんと対応して、保護者の心配とかを本当に受け止めて、今日も懇談しておられるところを見てきました。本当にそうして丁寧な助走期間というか、準備期間というのはどちらにもいるよな、ということは確かに思いますので、やはりこうやって分散登校日を設定していただいて、していただくというのは大変ありがたい取り組みかなというふうに思います。

(上原教育長)

小多委員どうぞ。

(小多委員)

今の話で、分散登校に賛成なんですけれども、ただ、ここにも書いているように、課題となっている中での、基礎疾患のある子どもたち等について十分注意していただきたいというふうに思いますし、家族、保護者のほうからの要望というのか、その辺のことを十分注意して、留意してもらってお願いしたいなというふうに思います。分散登校をして、ちょっとでもやっぱり子どもたちの学校への馴染みというのか、その辺を特に小学校1年生等については、まだ全然行っていない状況なので、学校へのなじみというのが一番大きなスタートラインになってきますので、その辺十分注意してほしいなと思います。やはり地域別の登校、そういう形でも、今意見があったように、バス通になると密のほうへ、やはりバスの中での心配にもなりますので、ちょっとその辺を考える必要があるのかなと思いますね。学校、地域によって違いますけれども、それぞれ高島であればスクールバスができますし、そういうようなことを考えると、地域だけでも乗れば数は少ないのかもしれないですけれども、やっぱり心配になってきますので、その辺十分注意してほしいなと思います。ここに書いていただいているように、学校再開に伴う課題について、の中のこの辺のことも十分にきちっと確認してもらって、お願いしたいなというふうに思います。

(上原教育長)

ほかにございますか。ないようですので、新型コロナウイルス感染症対策における教育行政の今後の方針としましては、今委員の皆さんからいただきました意見を踏まえながら、提案内容に基づきまして今後進めさせていただくということでもよろしいでしょうか。それでは続きまして、「4. 今後の日程」について、事務局から説明をお願いします。

(事務局、上原参事が内容説明)

(上原教育長)

以上で本日予定しておりました臨時会の内容は、すべて終了しました。これをもちまして本日の臨時会を終了します。

臨時会終了

午後6時45分